

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

この度の災害により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

当基金では、災害救助法が適用された地域で被災された事業主、加入者の皆さまには、お申し出があれば次のような特別のお取り扱いをいたします。詳細につきましては、当基金までお問い合わせください。

1. 掛金の払込に関する期間の延長

被災により掛金のお払込が困難な場合、お申し出により、掛金の払込に関する期間を最長6ヶ月間延長いたします。

2. 給付金の迅速なお支払い

お手続きの際、本人確認書類の一部代用などにより、迅速なお支払いに努めます。

適用市町村
【長野県】 松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下條村、下伊那郡売木村、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村、木曾郡木曾町
【岐阜県】 高山市、中津川市、恵那市、飛驒市、郡上市、下呂市
【福岡県】 大牟田市、八女市、みやま市、久留米市
【熊本県】 八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町
【大分県】 日田市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町
【鹿児島県】 阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町、鹿屋市、曾於市、志布志市

本表は、「令和2年7月3日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用について【第9報】」（令和2年7月14日内閣府）に基づき作成しています。法適用の状況に応じ随時更新いたします。

令和2年7月15日

宅建企業年金基金

03-3865-6321